

第2期柳川市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査等業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、第2期柳川市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査等業務の委託するに当たり、プロポーザル（企画提案）方式により委託先を選定し、契約を締結するために必要な手続き等について定める。

2 委託業務概要

- (1) 業務名 第2期柳川市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査等業務
- (2) 業務内容 別紙「第2期柳川市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査等業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から平成31年3月20日まで
- (4) 委託金額 金2,268千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 法人格を有しており、福岡県内に本店、支店又は営業所を有する者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定を受けた者を除く。
- (4) 代表者、役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。

4 日程（予定）

- | | |
|------------|-------------------|
| ・募集開始 | 平成30年9月10日（月） |
| ・参加申込・質疑締切 | 平成30年9月18日（火） |
| ・質疑に対する回答 | 平成30年9月21日（金） |
| ・企画提案書提出締切 | 平成30年10月1日（月） |
| ・審査、ヒアリング | 平成30年10月5日（金）【予定】 |
| ・審査結果公表 | 平成30年10月上旬【予定】 |

5 参加申込

プロポーザルへの参加希望者は、プロポーザル参加意向申出書（様式 1）を提出すること。

- （１）提出方法 担当部署まで持参又は郵送
- （２）提出期限 平成 30 年 9 月 18 日（火）[午後 5 時必着]

※期限内に提出がない場合は、参加意思がないものとみなす。

6 質疑

プロポーザルに係る内容に不明な点がある場合は、質問書（様式 2）を提出すること。

- （１）提出方法 担当部署まで質問書を電子メールで提出する。

Email kosodate-40207@city.yanagawa.lg.jp

※メールタイトルを「子ども・子育てニーズ調査に係る質問書（会社名）」とし、担当部局へ電話で受信の確認を行うこと。ただし土日については月曜日に確認を行うこと。

- （２）提出期間 平成 30 年 9 月 10 日（月）～9 月 18 日（火）[午後 5 時必着]
- （３）回答方法 質問に対する回答は、平成 30 年 9 月 21 日（金）までにすべての参加者に対して電子メールで送信する。

※回答の時点で、参加意向申出書を提出していない者に対しては回答しない。

7 企画提案書等の提出

- （１）提出方法 担当部署まで持参
- （２）提出期間 平成 30 年 9 月 25 日（火）～10 月 1 日（月）[午後 5 時必着]

※土日祭日以外の午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分

- （３）提出書類・部数

①登記事項全部証明書	1 部
②法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書	1 部
③業務実績調書（様式 3）	1 部
④業務実施体制調書（様式 4）	1 部
⑤会社概要（任意様式）	1 部

※パンフレット等で可

⑥企画提案書（任意様式。ただし、8 の作成方法を参照のこと）	8 部
⑦見積書（任意様式）	1 部

※見積書の金額が予算額 2,268 千円（消費税含む）を超える場合は失格とする。

8 企画提案書の作成方法

- （１）書式

①A4 版・縦・横書き・両面印刷を原則とする。ただし、資料作成上 A3 版を利用したほうがわかりやす

い場合は、A3 版の利用を可とする。

②ページ数は、両面印刷で 20 ページ（10 枚）までとする。

③文字サイズは、11 ポイント以上とする。

（２）留意事項

①仕様書の内容に基づき、本業務の実施方針、スケジュール案等について記入すること。

②別表の審査基準を踏まえた上で、アピールポイントを明記すること。

③企画提案書は、業務を実施するうえでの基本的な考え方や手法等を審査するためのものであり、それ自体の出来栄え、ボリュームを評価するものではないので、読みやすさに留意し、簡潔に記入すること。

９ プロポーザルの実施・契約予定者の選定

（１）審査

提出された企画提案書等をもとに、柳川市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査等委託候補者選考委員会において、審査・選定を行う。審査は、書類審査及びプレゼンテーションによる。

（２）プレゼンテーションの実施

- ①実施日時 平成 30 年 10 月 5 日（金）【予定】
- ②実施場所 柳川市役所 柳川庁舎 3 階 第 1 会議室【予定】
- ③提案時間 20 分（厳守）
- ④質疑応答 5 分
- ⑤出席者 3 名以内（本業務の担当（予定）者は必ず出席すること）
- ⑥実施方法 企画提案書の受付順にプレゼンテーションを行うこととし、提出された企画提案書以外の提案や追加の資料配布は認めない。説明用としてパワーポイント等の利用は可能だが、データは事前に担当部署に提出して確認を受けること。
- ⑦評価方法 選考委員会が別表の審査基準により評価し、評価点数の合計が最も高い参加者を委託候補者として選定する。
- ⑧その他 パソコン等のプレゼンテーションに使用する機器は市が準備する。

（３）審査結果の通知

審査結果は、速やかに参加者全員に文書を郵送し、通知する。

10 契約締結

9 で選定した委託候補者と協議し、契約手続きを進めるものとする。

委託候補者が応募資格を満たさないと判明した場合、失格事項に該当することとなった場合又はその他の理由により、委託候補者との契約の締結が不可能となった場合は、選考委員会の評価点数が次点の者と順次交渉するものとする。

なお、業務委託契約は、柳川市契約事務規則（平成 17 年柳川市規則第 49 号）及び柳川市財務

規則（平成 17 年柳川市規則第 45 号）の規定に基づくものとする。

1 1 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- （１）提出書類が本要領及び仕様書に示された条件に適合しない場合
- （２）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （３）選定結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- （４）上記の他、社会通念上失格に当たる事由があると認められる場合

1 2 その他

- （１）企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- （２）企画提案書等の提出書類は返却しない。
- （３）企画提案書の著作権は制作者に帰属するが、選考作業に必要な範囲においては無断・無償で複製を作成することがある。なお採用された企画提案書の著作権は柳川市に帰属するものとする。
- （４）本プロポーザルに関する情報公開請求があった場合、提出書類等を公開する場合がある。

1 3 担当部署

〒832-8601 柳川市本町 87 番地 1

柳川市役所 保健福祉部 子育て支援課 担当：中間功

TEL 0944-77-8523 FAX 0944-73-9211

Email kosodate-40207@city.yanagawa.lg.jp

別表

プロポーザル審査基準

評価項目	評価の視点	配点
業務実績 (様式 3)	次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画等児童福祉分野の計画策定等において、十分な実績を有しているか。	5
業務実施体制 (様式 4)	本業務に対し、支援も含め十分な体制が取られているか。 また、広く児童福祉全般における考察が可能な体制が取られているか。	5
企画提案内容	子ども・子育て分野に関する知識（子ども・子育て 3 法や国における子ども・子育て会議の動向等）及び意欲は十分か。	10
	自治体における各種アンケート調査、分析に関し十分なノウハウを有しているとともに、調査結果についても満足いく成果が得られているか。	10
	本業務の趣旨及び本市の実情を適切に把握し、これまでの施策等の実施状況を踏まえた提案内容になっているか。	20
	子育て世帯のニーズを適切に把握するために調査票を工夫するなど、より実効性のある企画提案がなされているか。	20
	地域ならではの課題を把握し、分析するための独自の工夫や提案があるか。	10
	本業務を遂行する上での実施手順と取組み方法は妥当か。	5
個人情報保護対策	個人情報保護対策は十分に取られているか。	5
ヒアリング	提案内容の説明がわかりやすく、かつ論理的で納得できるか。	5
	質問に対する応答が的確で、かつ迅速であるか。	5
合 計		100